

1. 件名「公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置分析所の低放射性グローブボックス内の火災について」

2. 日時：令和3年4月7日（水） 15時00分～16時55分

3. 場所：原子力規制庁2階核燃料施設等監視部門会議室
※TV会議システムにより実施

4. 出席者：

原子力規制庁

長官官房 総務課 事故対処室

谷室長補佐、梶田事故対処専門官

放射線防護グループ 放射線防護企画課 保障措置室

筒井室長補佐

原子力規制部 原子力規制企画課 火災室

守谷室長

原子力規制部 核燃料施設等監視部門

伊藤企画調査官、服部上席監視指導官、赤澤主任監視指導官、

横塚技術研究調査官

六ヶ所原子力規制事務所

宮本火災対策専門官、石井原子力運転検査官、森火災対策専門官、

杉山原子力運転検査官

公益財団法人核物質管理センター

理事長 他5名

5. 要旨

(1) 公益財団法人核物質管理センター（以下「核管センター」という。）から、3月16日に発生した六ヶ所保障措置分析所の低放射性グローブボックス内の火災について、資料に基づき、次の説明を受けた。

- ・火災のあったグローブボックスの点検・復旧作業を3月17日及び23日に行った。グローブボックス内での消火のために消火器ノズルを刺し込んだグローブを予備品に交換し、通常の保守の範囲で復旧しているが、それ以外に当該グローブボックスには損傷はないことから、核燃料物質の使用等に関する規則第6条の10及び核原料物質の使用に関する規則第5条の法令報告事象には該当しない。
- ・現在、核管センターの保安活動の一環として原因究明及び再発防止対策に取り組んでおり、4月30日までに最終報告をとりまとめる計画としている。

(2) 原子力規制庁から、核管センターに対し、今後、核管センターにおける取

り組み状況については、原子力規制検査において確認することとする旨、
伝えた。

(3) 核管センターから了解した旨の回答があった。

6. 資料

- ・ 六ヶ所保障措置分析所における低放射性グローブボックス内の火災について（中間報告）